

第
10回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

配当優先(劣後)株式、残余財産優先(劣後)株式、分配株式って?

配当優先(劣後)株式、残余財産優先(劣後)株式

株式会社は営利を目的とした法人です。株主は、会社に利益が生じれば、その経済的な利益の分配を受ける権利があります。

このことから、配当請求権および残余財産分配請求の両方をないとする株式の発行はできません。ただし、一方がないと定めることは可能です。

配当優先株式とは、他の株主より先んじて配当を受け取ることができる株式をいいます。他の株主より遅れて配当を受け取るのは、配当劣後株式です。

配当優先株式は、他の株主より優先して配当を受け取る権利があるため、株式の財産としての価値が高いといえます。

残余財産優先株式とは、会社が解散・清算する際、他の株主に優先して残余財産の分配を受け取ることができる株式をいいます。

相続人の利害を調整するための活用

配当優先株式は、後継者以外の有する株式について、議決権の代わりに配当金を多くするという経済的メリットを与え、相続人間のバランスを図ることができます。

例えば、相続財産の状況により、後継者に必要な自社株を集中させることが難しい場合、後継者には普通株式を相続させ、他の相続人には議決権のない配当優先株式を相続させるという活用が考えられます。

残余財産優先分配株式も同様です。

活用上の注意点

一般的には、参加型・累積型が出資者に有利、非参加型・非累積型が発行会社に有利です。

(1) 優先して配当する金額

1株当たりどの程度の金額の範囲で優先的に配当を行うかを定めます。

「A種類株式1株に対して普通株式に対する配当額120%の金銭を配当するものとする。」

(2) 参加型か非参加型か

優先株主に優先配当の支払いがなされた後、さらに分配可能額がある場合、優先株主が追加して配当を受け取ることができると定められた株式を「参加型優先株式」、残余の分配可能額から配当を受け取れないと定めた株式を「非参加型優先株式」といいます。

(3) 累計型か非累計型か

優先配当金の支払いをすることができなかつた期が生じた場合に、翌期以降にこれまで支払いをすることができなかつた分もまとめて、優先順位に基づく配当を受け取ることができると定めた株式を累計型優先株式、未払いの優先配当金を繰り越すことができない株式を非累計型優先株式といいます。